

## 1. 都城市における特定用途制限地域制度の導入及び特別用途地区の設定について

都城市では、人口減少・少子高齢化社会等の成熟型社会に対応するため、都城市国土利用計画及び都市計画マスタープランに基づき、平成25年8月に都城市土地利用誘導ガイドラインを策定し、コンパクトなまちづくりを進めています。その施策概要については、下記制度を導入するとともに、関連建築物の制限条例を平成27年4月1日より施行しております。

### (1) 特定用途制限地域制度の導入

都市計画区域内の用途白地地域については、昭和63年の線引きの廃止以降、建築物の用途制限が無く、大型店舗等の立地及び住宅開発等により、郊外の市街化が進行し、当市全体の市街地が拡大するという悪循環が進んでいました。

そこで、農林業の振興に資する土地利用と居住環境の調整を図るため、地域特性に応じ6種類の特定用途制限地域を設定し、店舗、遊戯風俗施設、工場等の建物の規模や危険性の程度に合わせた建築制限を定めました。

### (2) 特別用途地区の設定

用途地域を見直すにあたり、不適格建築物の発生を抑制しつつ、段階的に用途地域の見直しを進めるため、特別用途地区を設定しました。

適用例としては、準工業地域から第1種住居地域への用途変更を想定する地区において、用途地域は準工業地域のまま、「第1種住居地域土地利用誘導地区」という特別用途地区の指定を行いました。

規制内容については、既存工場等が不適格建築物とならない様配慮するとともに、それ以外の建築物の用途を第1種住居地域と同程度に制限することとして誘導を図っていくものです。

### (3) 期待される効果

特定用途制限地域制度の導入、特別用途地区の設定及び関連条例の施行により、新たな開発が減少し、工場等については計画的に工業団地等の整備が進み、開発に伴う後追いインフラ整備などの行政負担の減少が期待されます。

また、用途白地地域の土地利用を制限し、用途地域内への店舗等の立地誘導を図ることによって、生活利便性が確保され、居住人口が維持できるという好循環が期待されます。

(文責：都城市都市計画課)

## 2. 第1回都市計画サロンのご報告

演題：「街路のしつらえに着目した交通安全対策の提案と実務への適用」

日時：平成27年7月17日（金）

講師：吉城秀治氏（福岡大学工学部社会デザイン工学科助教）

我が国では、幹線道路は交通安全対策が比較的進んでいるものの、生活道路での対策が遅れており、相対的に事故の発生割合が増加傾向にあります。生活道路の交通事故を減らすため、街路の印象をコントロールして、自動車の走行速度をコントロールしようという研究について、ご講演いただきました。本研究は、安全で安心なまちづくりのために、街路空間、自動車、歩行者の関係に着目して、街路空間整備を通じた交通安全対策手法を開発することを目的としています。

①街路空間要素と自動車走行速度の関係について分析、②街路空間と区間全体にわたる速度変化の関係について分析、③出雲大社の参道「神門通り」を対象とした実務への適用事例、の3部構成でご紹介いただきました。

①街路空間要素と自動車走行速度の関係については、住区内街路もしくは生活道路を対象として、中央線の有無など街路空間要素の改良により、自動車走行速度をコントロールし得るとの結果が示されました。続いて②街路空間と区間全体にわたる速度変化の関係では、各地点(区間入り口、最高速度、区間出口)の速度と街路空間の関係をもとに、速度プロフィールモデルを適用し、概ね予測可能であった、との分析を解説いただきました。最後に③実務への適用事例として、島根県の出雲大社門前の参道、神門通りの整備についてご解説いただきました。60年に1度の出雲大社遷宮に合わせた参道改修に、交通安全対策手法として、当該研究成果を適用して実施された中央線末梢と幅員変更の社会実験や、それをふまえた街路整備について紹介いただくとともに、当該事例に関連した質疑を中心とした、活発な意見交換が行われました。

(文責：幹事 永村景子(九州大学))



写真 整備前の神門通り(左) および 整備後の神門通り(右)(吉城氏提供)